

評価項目及び点数配分

区分	評価項目	概要	配点		
価格点	価格点	最低入札価格÷入札者の入札金額×2.5点（小数点第二位以下切捨）ただし、予定価格を超えた入札の場合は無効とする。			25
					25
価格以外の点	業務履行評価点	発注案件の契約締結年度の属する年度の前年度から3年度内の業務履行評価の点数のうち1つを申告し、業務履行評価の点数に応じた点数とする。同期間内に「やや不良」「不良」の評価を受けている場合は、あわせて申告をする。「やや不良」「不良」の評価もある場合については、当該申告のあった業務履行評価の点数に対する業務履行評価点から6点を減点することとする。ただし、「やや不良」「不良」の評価のみの場合及び減点を行った場合の最低点は0点とする。  例) 業務履行評価が「良好」である「9.0点」と「やや不良」の評価を持つ事業者の場合は、「1.2点」から「-6点」をした「6点」を業務履行評価点とする。	9.1点以上（優秀）	15	25
			8.1点以上（良好）	12	
			7.1点以上（良好）	9	
			6.1点以上（普通）	6	
			5.1点以上（普通）	3	
			5.0点以下（やや不良・不良）	0	
			業務履行評価を受けていない事業者	2	
			区内に本店を置く事業者及び区内営業所等（本店級）の事業者は加点する。	区内本店事業者	
	業務履行体制評価点	区内営業所等（本店級）事業者	2		
		上記以外	0		
		ワーク・ライフ・バランス推進点	港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業要綱（平成22年3月31日21港総権第484号）に基づき区が認定するワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の認定、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条の認定又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条若しくは第12条の認定のうち、いずれかの認定を受けている場合は加点する。	認定あり	1.5
	認定なし			0	
	障害者雇用点	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある場合は加点する。	雇用あり	1.5	
			雇用なし	0	
環境配慮点	ISO（国際標準化機構）14000シリーズの14001、一般財団法人持続性推進機構認証のエコアクション21、一般社団法人エコステージ協会認証のエコステージ（ステージ2以上の認証に限る。）、特定非営利活動法人環境機構認証のKES・環境マネジメントシステム・スタンダード（ステップ2以上の認証に限る。）又は港区再エネ電力普及促進プロジェクト「MINATO再エネ100」実施要綱（令和3年12月1日3港環環第2453号）に基づくMINATO再エネ100電力利用事業者の認定のうち、いずれかの認証又は認定を取得し、現在も登録をしている場合は加点する。	参加あり	1.5		
		参加なし	0		
災害協定活動点	区と災害時における協定の締結がある事業者又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合は加点する。	締結している	1.5		
		締結していない	0		
合計点					50

※落札候補者の点数が同じ場合は、以下の①から③の順番で各項目の点数が高いものを落札者とする。

①業務履行評価点②業務履行体制評価点③価格点